



CREATIVE Management Consulting Co., Ltd.
日本国公認会計士 金澤 厚



第137回 タイ国 ビジネス事例 不正競争防止法・外国公務員等

前回は、不正競争防止法の処罰対象範囲についてご紹介しました。
今回は、不正競争防止法の外国公務員等の定義について条文にそって見て行きましょう。

(不正競争防止法第 18 条第 2 項に関する事項)

不正競争防止法第 18 条第 2 項では、贈与の相手方となる「外国公務員等」の定義を規定しています。
本法の対象となる外国公務員等は、以下の 5 つに分類されます。

- ① 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者(第 1 号)
- ② 外国の政府関係機関の事務に従事する者(第 2 号)
- ③ 外国の公的な企業の事務に従事する者(第 3 号)
- ④ 公的国際機関の公務に従事する者(第 4 号)
- ⑤ 外国政府等から権限の委任を受けている者(第 5 号)

なお、この「外国」には、日本が国家として未承認の国も含まれます。

(第 1 号:外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者とは)(=外国公務員)

外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者とは、行政府、立法府や司法機関に属する職にある者を指しています。

なお、政党職員、公務員の候補者は、条約上外国公務員の定義に含まれませんので、本法の対象とはされていません。

(第 2 号:外国の政府関係機関の事務に従事する者)

外国の政府関係機関とは、公共の利益に関する特定の事務を行うために特別に法令によって設置された組織で、日本でいう特殊法人、特殊会社等に相当するものを想定しています。

なお、「特別に法令によって設置された組織」には、公益法人や会社等、準則主義により一定の要件を満たせば設立できるような民事法規に根拠を持つ法人は含まれません。

「事務に従事する者」とは、その者の果たす機能に着目して、当該機関の事務を行っている判断されるものを指します。

例えば、米国の政府機関法人(government corporation)の具体例として以下の機関が想定されます。

- ・テネシー河谷開発公社:Tennessee Valley Authority
- ・全米鉄道旅客輸送公社:National Railroad Passenger Corporation)

各国において、どういった政府機関法人が対象範囲となるか事前に想定しておくことも有用です。

(第 3 号:外国の公的な企業の事務に従事する者)

ここで、「公的な企業」とは、外国の政府又は地方公共団体が、

- ① 議決権ある株式の過半数を所有している
- ② 出資金額の総額の過半数にあたる出資を行っている
- ③ 役員の過半数を任命若しくは指名している

のいずれかに該当する事業者(公益法人等も含む)及びこれに準ずる者として政令で定める者です。

これに準ずる者として政令で定める者とは、外国の政府又は地方公共団体が、

- ① 総株主の議決権の過半数の議決権を直接保有している
- ② 株主総会での全部又は一部の決議について許可、認可、承認、同意等行わなければ効力が生じない黄金株で支配している
- ③ 間接的に過半数の株式を所有するなどして事業者を支配している

のいずれかに該当する事業者です。

これらの「公的な企業」のうち、その事業遂行にあたり、外国の政府又は地方公共団体から特に権利及びそれに伴う利益を付与されているものの事務に従事する者が、不正競争防止法上の外国公務員等に該当します。

(公的な企業に該当する事例 - 黄金株支配の例です)

S 国の元国営企業 T 社(民営化済み)で、その定款に以下のような記載があり、

- いかなる人も株式の 15%以上を所有すること、又は単独若しくは共同で 15%以上の議決権を行使できない
- S 国人でない限り、業務執行会長又は首席業務執行取締役になることができない

これらの規定を変更するには、定款変更の株主総会の決議に対し、その効力を生じさせるには黄金株所有者たる政府の同意を必要とする旨の規定を有していました。

この場合、T 社は、「公的な企業」に該当すると考えられます。

(公的な企業に該当する事例 - 間接的な支配の例です)

X 国の国有電力会社 Y 社(政府が株式の 80%を保有)の子会社である Y1 社、Y2 社は、共に Y 社が株式の 70%を保有しています。Y1 社は X 国の主に北側での発電を、Y2 社は主に南側での発電を担っています。この場合、Y1 社、Y2 社は公的な企業に該当すると解されます。

(第 4 号: 公的国際機関の公務に従事する者)

本項で、「国際機関」とは、組織の形態や権限の範囲に関わらず、国家、政府その他公的機関によって形成される国際機関を指しています。具体的には、国際連合、UNICEF(国際連合児童基金)、ILO(国際労働機関)、WTO(世界貿易機関)などが該当します。

なお、IOC(国際オリンピック委員会)など、民間機関により構成されている国際機関はこれに該当しません。

(第 5 号: 外国政府等から権限の委任を受けている者)

外国の政府又は地方公共団体、国際機関から権限の委任を受けて、その事務を行う者をさしています。つまり、外国政府等、国際機関が自らの権限として行うこととされている事務(例えば、検査や試験等について)、当該外国政府等から当該事務に係る権限の委任を受けて行う者を想定しています。

(外国政府等から権限の委任を受けている者の例です)

化学プラント建設にあたり、この国の法律に基づく設備設置等の許認可等を受ける時に、事前に環境基準をクリアするかどうかについての検査、試験等を委任されている指定検査機関、指定試験機関の職員は「外国公務員等」とみなされます。

CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING Co., LTD.

会計、税務に関する各種相談、顧問、タイに進出する日系中堅企業を強力に支援いたします。

1. 税務診断、2. M&A サポート、3. スタートアップサービス、4. 管理支援サービス

【連絡先】 日本国公認会計士 金澤 厚

Mobile: +66 8 4708 2408 E-mail: kanazawa@cmcs.co.th